

## 指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : 神稲建設株式会社(法人番号7100001023033)  
業者の住所 : 長野県飯田市主税町18
- 2 指名停止措置期間 : 令和4年4月7日 から 令和4年4月20日 まで (2週間)
- 3 指名停止措置の範囲 : 北関東防衛局管轄区域  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県)
- 4 事 実 概 要 : 有資格業者である上記法人は、長野県木曾郡木曾町にある木曾広域連合発注の木曾クリーンセンター旧炉施設の解体工事現場において、安全管理不適切により作業員1名を死亡させる事故を発生させ、同社及び現場代理人が、労働安全衛生法違反の容疑で書類送検され、長野地方検察庁から公訴を提起された。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄)  
付表第1

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2月以内